

## 京都メカニズムの活用のための法制度の整備について

### <法改正の必要性>

- ・京都メカニズムは、途上国等における認証排出削減量等(クレジット)を京都議定書の約束達成に活用できる制度であり、途上国等の持続可能な発展にも資するものである。
- ・「地球温暖化対策推進大綱」(平成10年閣議決定)以降、京都メカニズムを京都議定書の約束達成のための対策として位置づけてきた。
- ・「京都議定書目標達成計画」(昨年4月閣議決定)の中で、認証排出削減量等(クレジット)の取得を適切に進めるため、平成18年度からの実施を目指して必要な措置を速やかに講ずるものとされた。
- ・これらの決定を踏まえ、京都議定書の約束を達成するためには、民間事業者による取組を踏まえつつ、政府による認証排出削減量等(クレジット)取得制度を構築する必要がある。
- ・また、京都メカニズムへ参加し、約束の遵守を証明するためには、割当量口座簿を設置する必要があり、さらに、民間事業者の認定排出削減量等(クレジット)の取引の安全を確保するため、この口座簿を法制度として整備する必要がある。

### <地球温暖化対策推進法の一部改正法案の概要>

- ①国が京都メカニズムの活用のために必要な措置を講ずる。
- ②京都議定書目標達成計画に、①の措置に関する基本方針を位置づける。
- ③割当量口座簿を法定する。

### <(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構法(NEDO法)及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(石特法)の一部改正法案の概要>

- ①政府による認定排出削減量等(クレジット)取得制度の構築に当たり、NEDOを実施機関とするための規定を整備する。
- ②政府による認証排出削減量等(クレジット)取得のために必要な費用の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から歳出するために規定を整備する。

# 京都メカニズムの本格活用について



みんなで止めよう温暖化

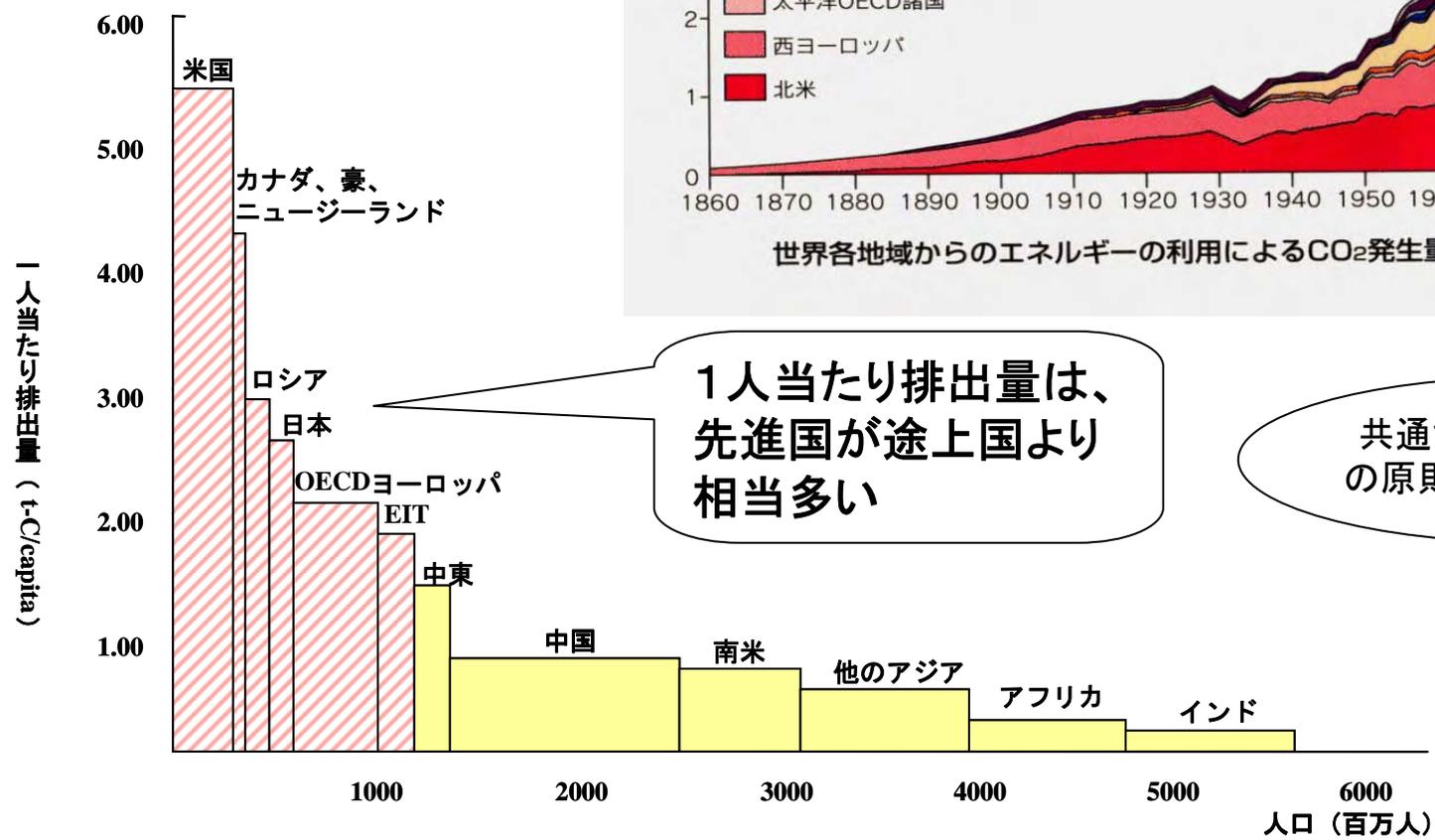
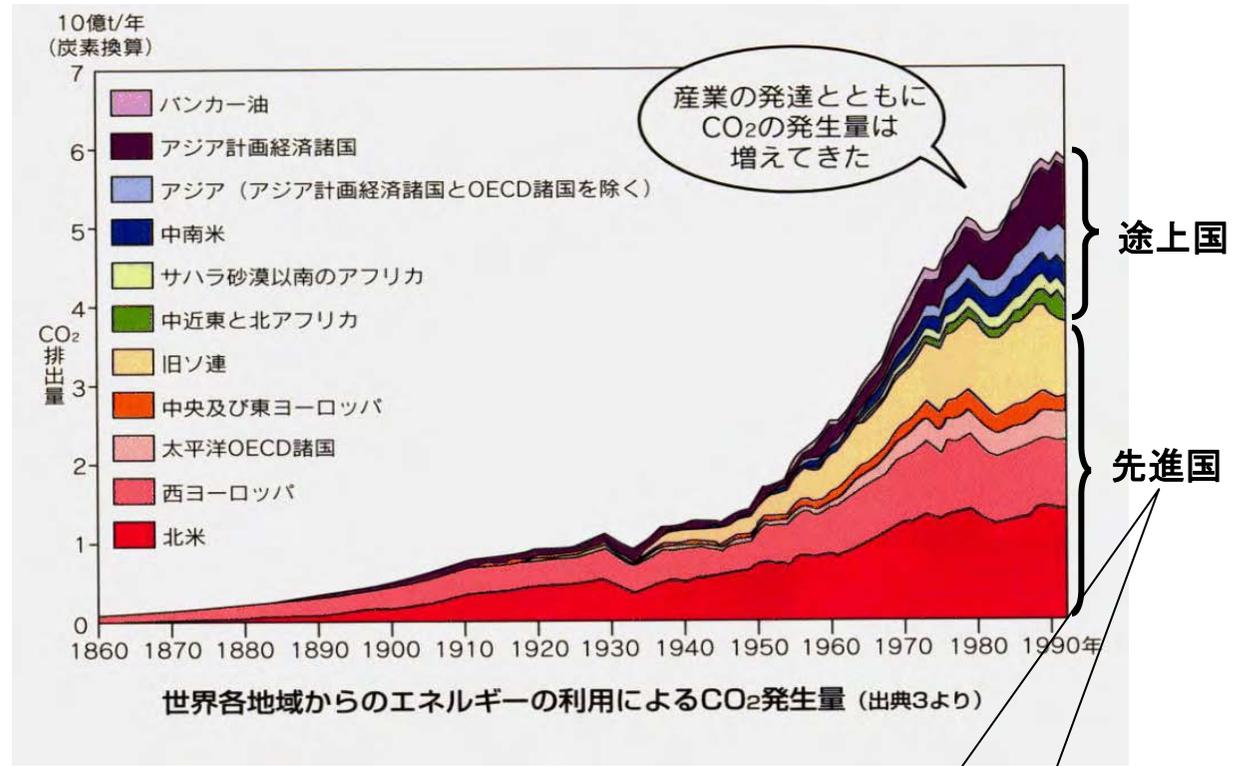
チーム・マイナス6%

平成18年1月31日

環 境 省

# 世界全体のCO2排出状況

これまで排出された二酸化炭素の多くは、先進国によるもの。これが大気中に蓄積。



(出典) Benito Muller (2003)

## 京都議定書

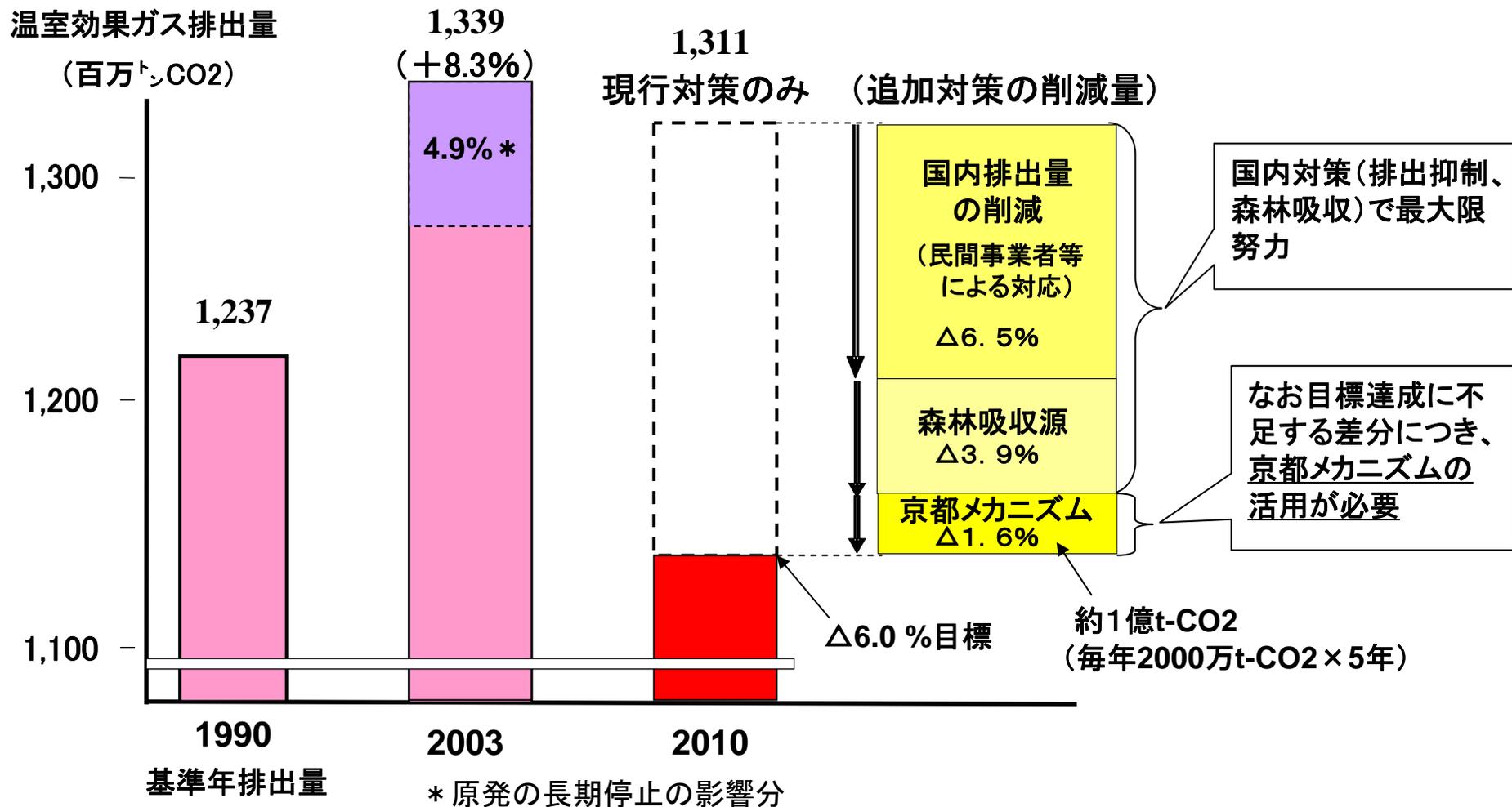
**先進国の温室効果ガス排出量** : 先進国全体で少なくとも5%の削減を目標。  
各国毎に**法的拘束力のある数値目標設定**  
柔軟性措置として、京都メカニズムを用意。

対象ガス	CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O, HFC, PFC, SF <sub>6</sub>
吸収源	森林等の吸収源によるCO <sub>2</sub> 吸収量を算入
基準年	1990年(HFC、PFC、SF <sub>6</sub> は1995年)
目標期間	2008年～2012年
数値目標	<b>日本-6%</b> , <b>米国-7%</b> , <b>EU-8%</b> 等

※ 締約国数は157カ国。米国は不参加。途上国は排出削減義務はない(「共通だが差異のある責任」の考え方による)が、排出量の算定、京都メカニズムへの参加などを行う。

# 京都議定書目標達成計画

6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ「京都議定書目標達成計画」を2005年4月に閣議決定。



# 京都メカニズムの意義

温室効果ガスはどこで排出されても同じ悪影響  
削減コストの低いところで削減する方が費用対効果が高い

CDMの場合

途上国の持続可能な開発に資する

先進国の削減目標達成に算入可能

限られた資金でより大きい排出削減が可能

先進国の民間企業を通じた途上国への  
技術移転と経済発展を促進

## 京都メカニズムの本格活用 (京都議定書目標達成計画における位置付け)

### ○約束達成に向けた考え方

京都議定書の約束を達成するため、国内対策を基本として、国民各界各層が最大限努力していくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年比▲1.6%)については、補足性の原則(注1)を踏まえつつ、京都メカニズムの活用により対応することが必要。

### ○京都メカニズムの本格活用

クレジット(注2)の円滑な取得のための具体的な仕組みを第2ステップ(2005年から2007年まで)の可能な限り早期に検討・構築することが必要であり、2006年度からの実施を目指して、関係府省で連携して検討し、必要な措置を速やかに講ずるものとする。

注1: 京都メカニズムの活用は、国内対策に対して補足的でなければならないとする原則

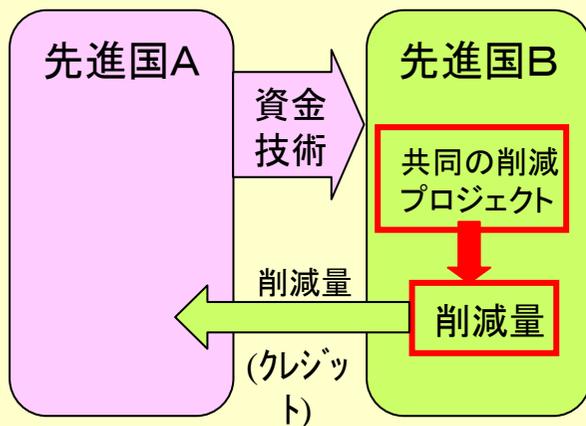
注2: 先進国の割当量に算入することのできる、途上国等で行うプロジェクトから生ずる認証  
排出削減量等

# 京都メカニズムには、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)、国際排出量取引の3つがある。

京都議定書の削減約束達成のための柔軟性措置。他国における排出削減量等をクレジットとして取得し、自国の約束達成に用いることができる。

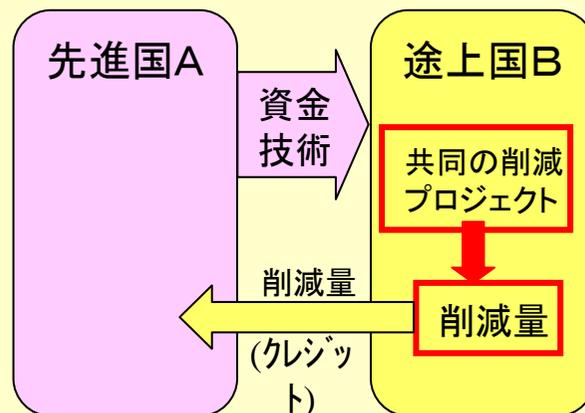
## 共同実施(JI) (京都議定書6条)

先進国どうしが共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度



## クリーン開発メカニズム(CDM) (京都議定書12条)

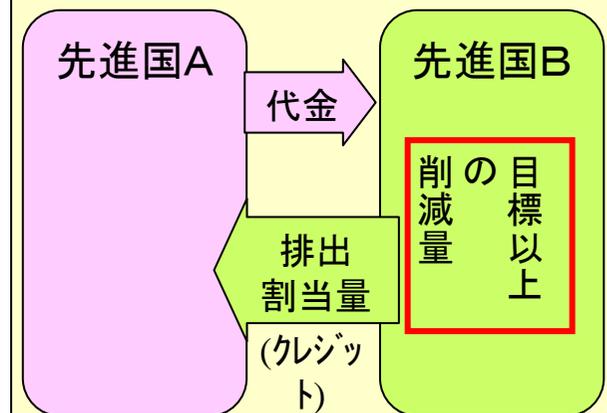
先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度



※2000年以降の削減量についてクレジットが発生

## 国際排出量取引 (京都議定書17条)

各国の削減目標達成のため、先進国どうしが排出枠を売買する制度



# CDMにおけるクレジット の計算方法

石炭火力から天然ガス  
に燃料転換を行う例

排出量

対策なしと対策ありの差  
がクレジットを生む

対策がない場合の排出量  
(石炭火力)

・通常ファイナンス  
・通常技術による

排出削減量

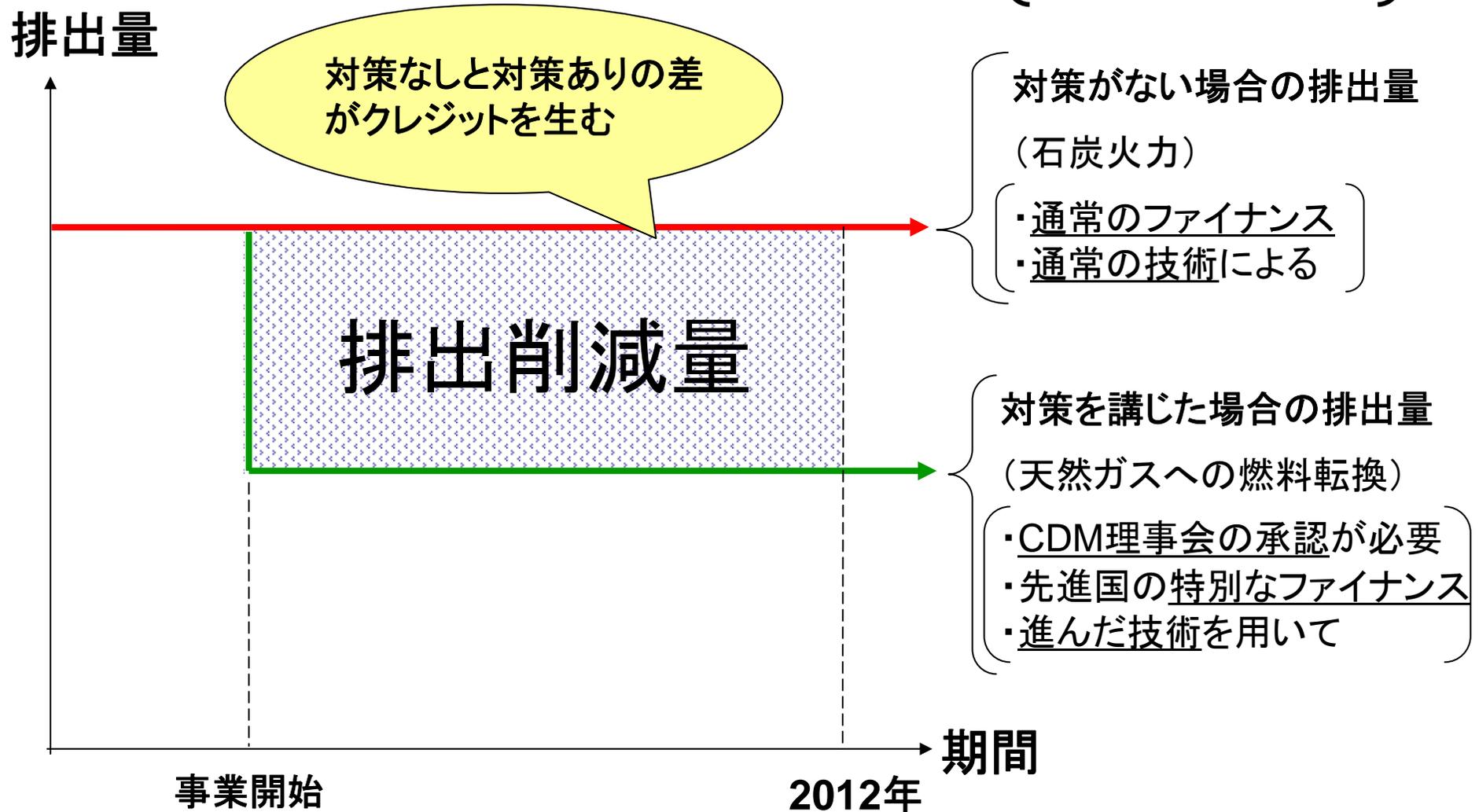
対策を講じた場合の排出量  
(天然ガスへの燃料転換)

・CDM理事会の承認が必要  
・先進国の特別なファイナンス  
・進んだ技術を用いて

期間

事業開始

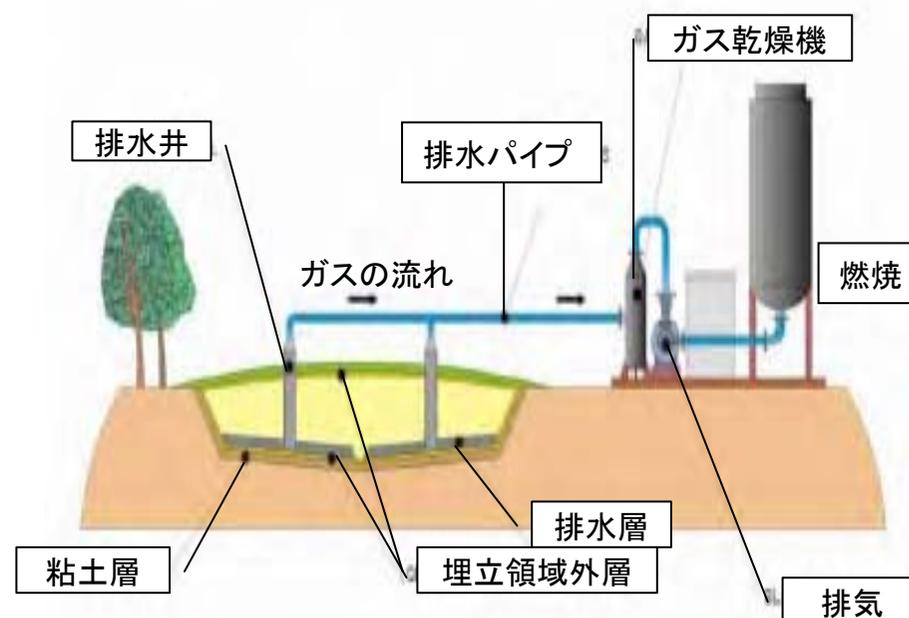
2012年



## クリーン開発メカニズム(CDM)プロジェクトの具体例

➤埋め立て処分場において発生するメタンを回収することにより、温室効果ガスの排出を削減するプロジェクト。

実施事業者	昭和シェル石油株式会社
その他のプロジェクト参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VEGA Bahia Tratamento de Residuous S.A.(ブラジル)</li> <li>・Shell Trading International Limited(イギリス)</li> <li>・Electrabel(ベルギー)</li> </ul>
削減される温室効果ガス	メタン
日本政府承認	平成17年1月6日
排出削減予測(年間)	約18万トン(二酸化炭素換算)



➤VEGA社は、プロジェクトの収益の5%を地域社会発展のために寄付しており、ブラジルの持続可能な開発に貢献。

**補足性の原則をふまえつつ、京都メカニズムのうち、  
クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)を  
中心として活用し、他の手段も併用していく方針。**

### **< 補足性の原則 >**

○京都議定書及びマラケシュ合意において、京都メカニズムの活用は国内対策に対して「補足的」でなければならないとされている。

### **< クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)を中心として活用 >**

○具体的な排出削減努力に裏打ちされ、ホスト国の持続可能な発展にも資する。

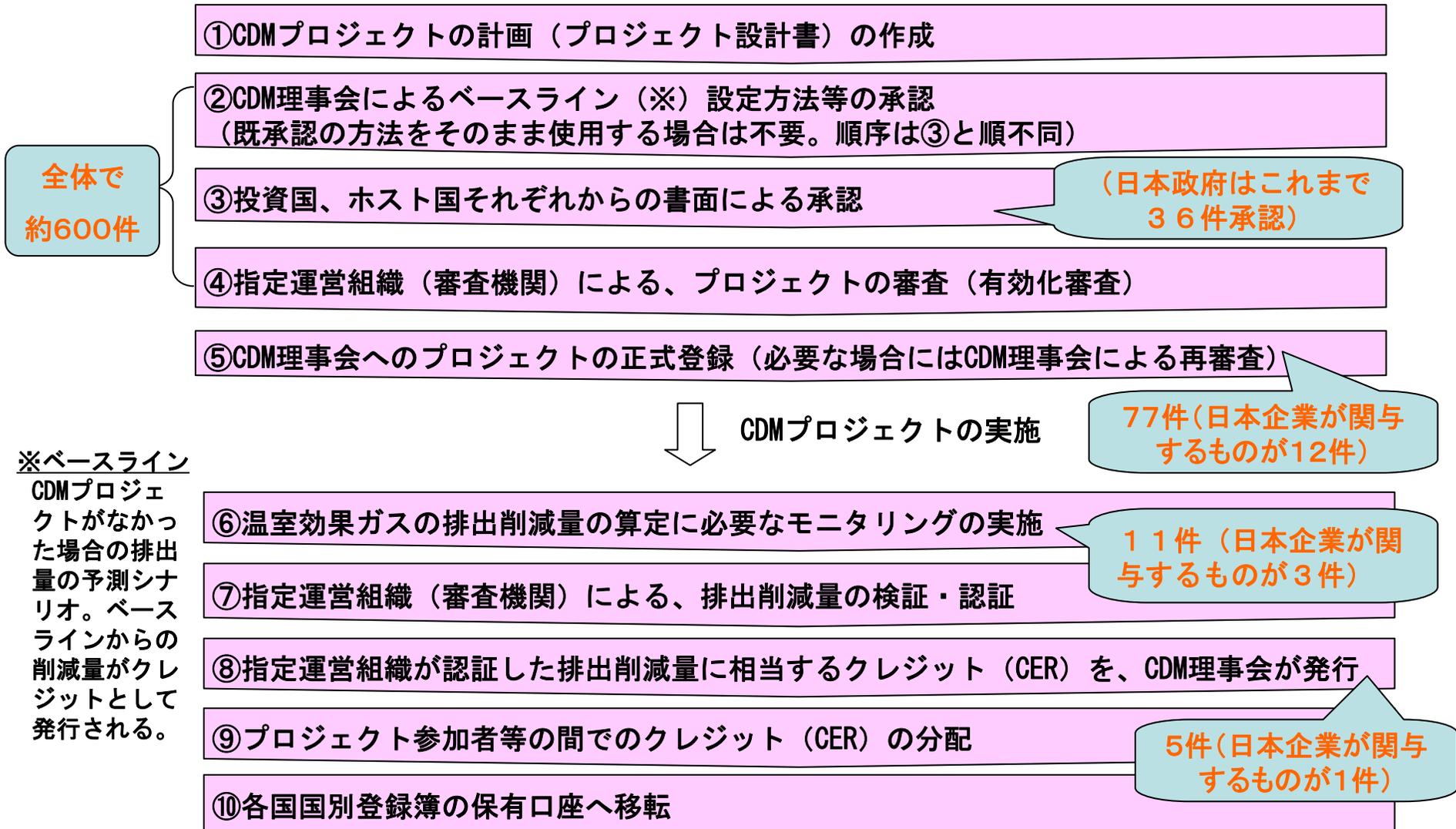
### **< 国際排出量取引の活用には慎重なスタンス >**

○排出削減努力の裏付けのない余剰排出枠の購入には、温暖化対策に貢献しないため、慎重に対応。

○排出枠の売買代金を環境対策に使用するという条件で排出枠の取引を行うと、いった、グリーン投資スキームは活用。

# CDMプロジェクト実施の流れ

温室効果ガス排出抑制、削減等プロジェクトの企画、立ち上げからクレジットの発生に至るまでには、非常に長い期間を要する。

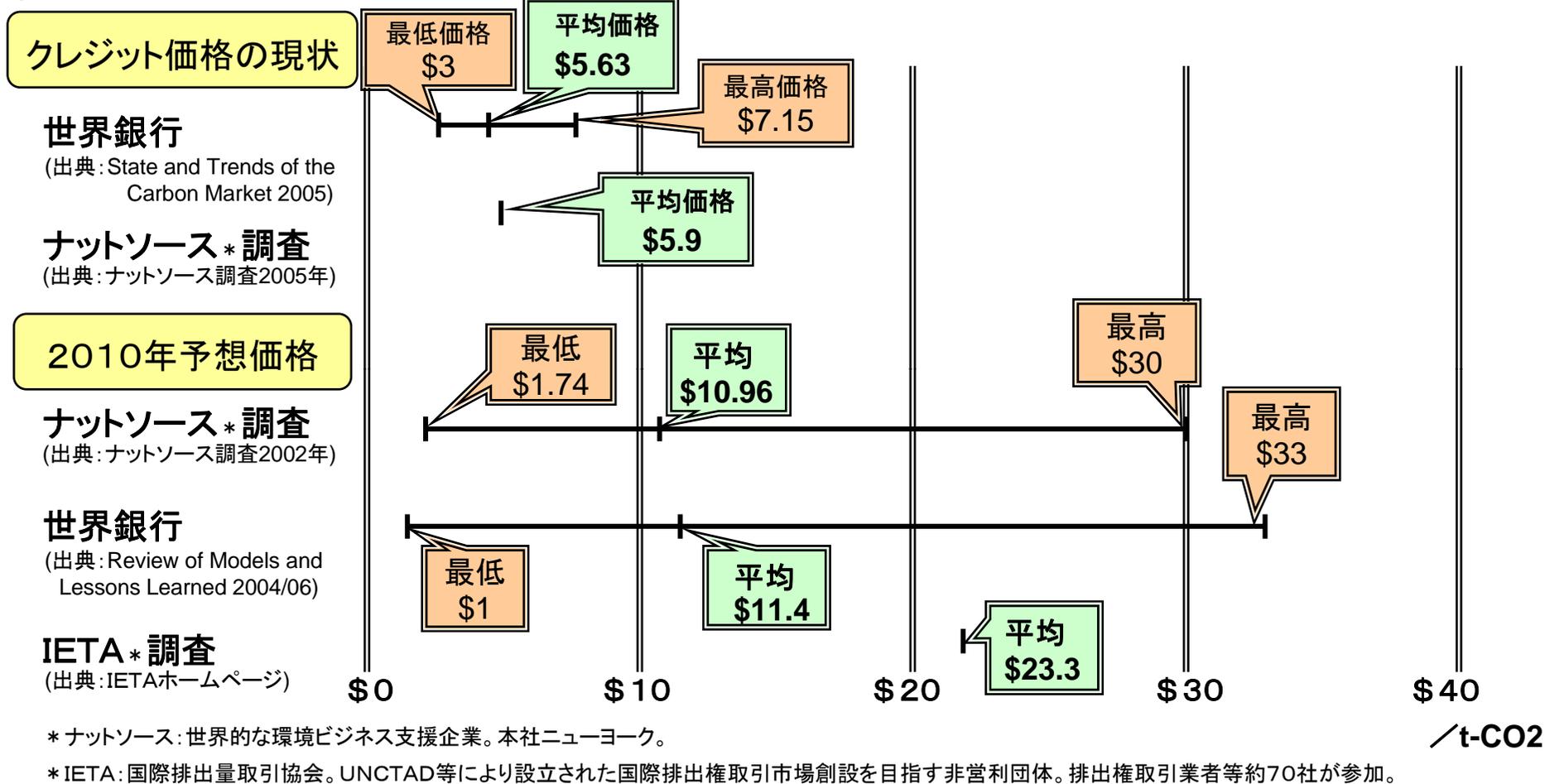


全体で  
約600件

※ベースライン  
CDMプロジェクトがなかった場合の排出量の予測シナリオ。ベースラインからの削減量がクレジットとして発行される。

※件数は18年1月24日現在

# クレジットの予想価格の現状と見通し



◎クレジットは、以下のような要素／リスクによって価格が異なり得る。

- ・ プロジェクトリスク(事業者の倒産、事業放棄)
- ・ 制度リスク(プロジェクト実施国の国内制度の変更)
- ・ クレジット化リスク(プロジェクトの不承認、クレジット発行の不承認) 等

## 欧州各国における京都メカニズムによる政府クレジット調達方針

ヨーロッパ各国は、すでに早い段階から京都メカニズムを活用したクレジット取得の枠組みを立ち上げている。

### ①オランダ(5年間計1億tCO<sub>2</sub>取得する方針)

クレジットの国際競争入札(2000年より実施)、世界銀行等複数の国際機関及び民間金融機関へのクレジット調達の委託(2002年より実施)。現段階で8,100万tCO<sub>2</sub>を契約。

### ②スペイン(5年間計1億tCO<sub>2</sub>取得する方針)

### ③イタリア(5年間で6,000万tCO<sub>2</sub>取得する方針)

### ④デンマーク(5年間計1,870万tCO<sub>2</sub>取得する方針)

※この他にも、スウェーデン、フィンランド、オーストリア、ベルギー、ノルウェーが同様の制度を実施又は検討中。

現在はクレジット需要の高いヨーロッパ各国が先行しており、我が国もクレジット取得に向け具体的な仕組みを早急に検討・構築する必要がある。

## 世界各国の京都メカニズム関連法制

### 排出量取引に関するEU指令(2003年)

- EU域内の排出量取引制度の創設(国別割当計画の策定、EU排出枠の交付、取引手続等を規定)
- EU排出枠取引の正確な計上のための国別登録簿の整備
- CDM/JI事業から生成するクレジットを排出削減義務履行に使用可能 等

→ EU指令を受け、EU域内各国がそれぞれ国内法を整備

○イギリス:「温室効果ガス排出枠取引スキーム規制」として公布

○フランス:「フランス環境法」の改正で対応

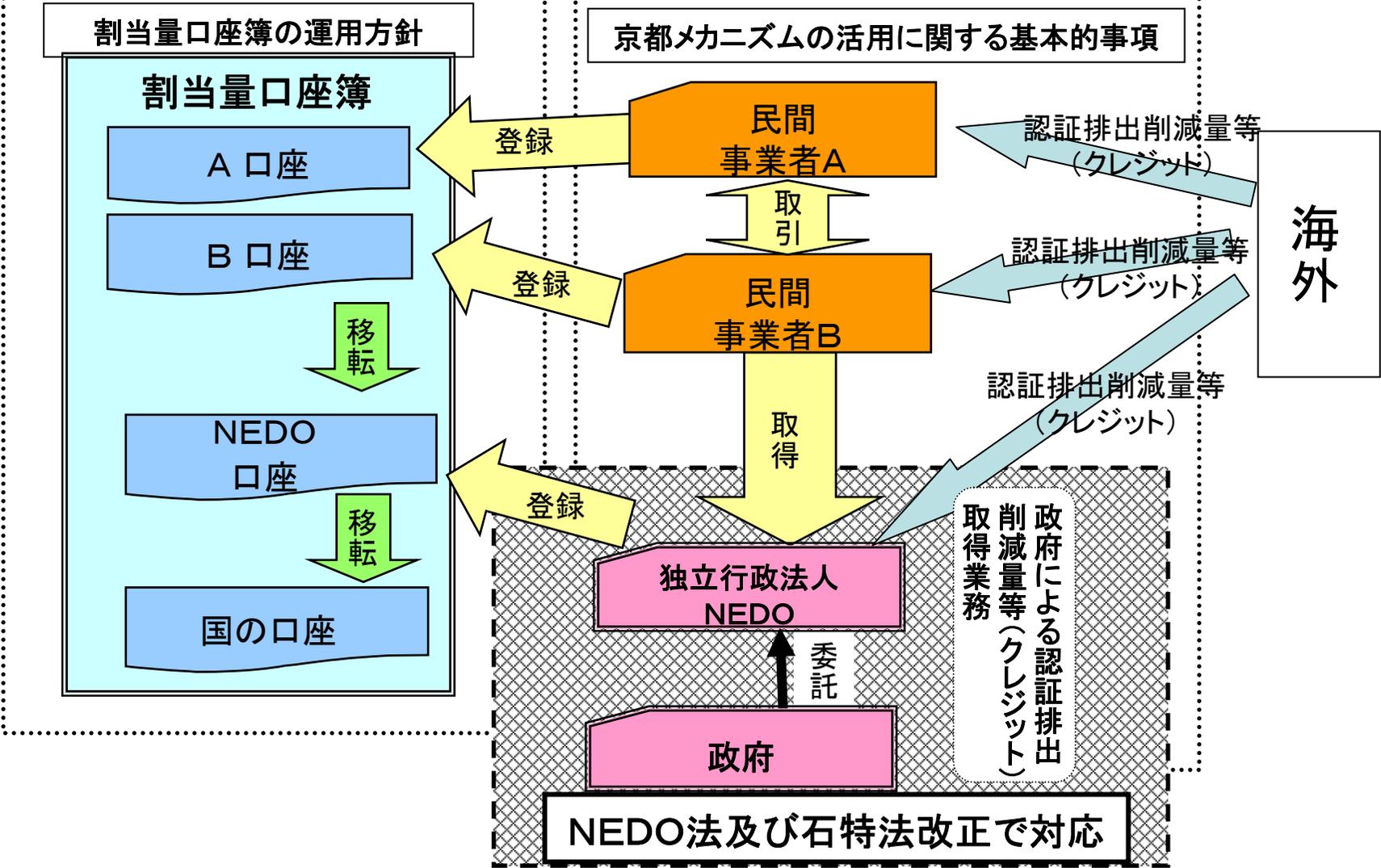
○オランダ:「オランダ環境管理法」の改正で対応 等

### ニュージーランド:気候変動対策法2002法の改正

- 国別登録簿の設置、クレジットの取引、インベントリの整備等

# 我が国における京都メカニズムの活用の推進に関する法律の仕組み

地球温暖化対策推進法改正で対応



注: 地球温暖化対策推進法改定では、CDMから生ずる認証排出削減量など、京都メカニズムの対象となるものを「算定割当量」と総称する予定

# 地球温暖化対策推進法の一部改正の内容

1. 京都メカニズムに基づいて発行・保有・移転される認証排出削減量等(クレジット)を定義

2. 国が京都メカニズムの活用のための措置を講ずる

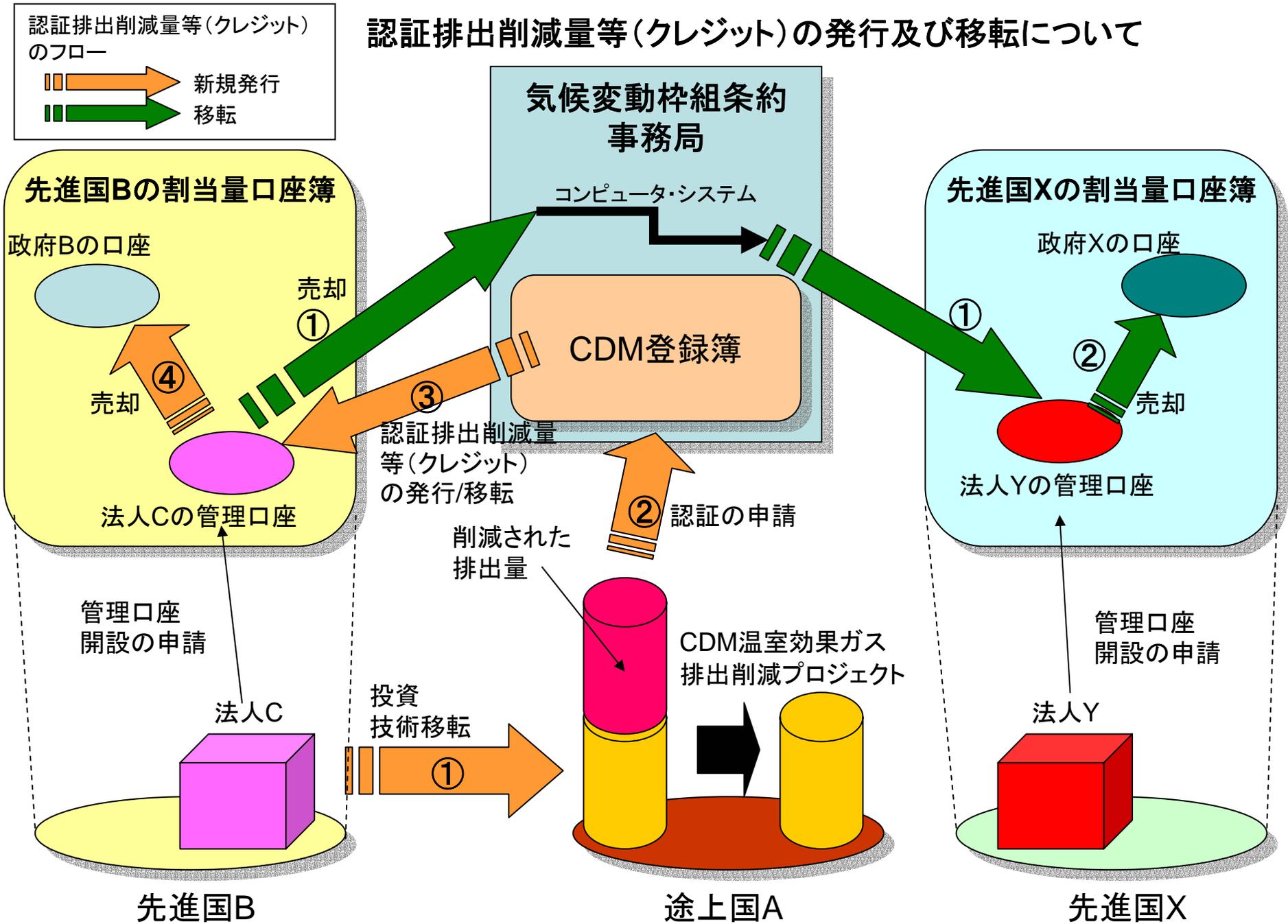
3. 京都議定書目標達成計画に京都メカニズムの活用に関する措置の基本的方針を位置づける

- 京都議定書目標達成計画に政府の調達方針を記載
- 具体的には、調達のための体制、プロジェクトによる排出削減の裏打ちのあるCDM/JIを優先すること、調達のための民間支援措置など

4. 割当量口座簿と口座簿上で行われる、認証排出削減量等(クレジット)の移転等の手続を法定化

- ① 京都メカニズムの参加要件となっている割当量口座簿を、環境大臣と経済産業大臣が作成
- ② 認証排出削減量等(クレジット)を保有・移転しようとする内国法人は、管理口座の開設を申請し、両大臣が開設
- ③ 認証排出削減量等(クレジット)の移転は、移転しようとするものの申請に基づいて実施
- ④ 認証排出削減量等(クレジット)の譲渡は、口座簿への記載をもって効果発生したものとするなど

# 認証排出削減量等(クレジット)の発行及び移転について



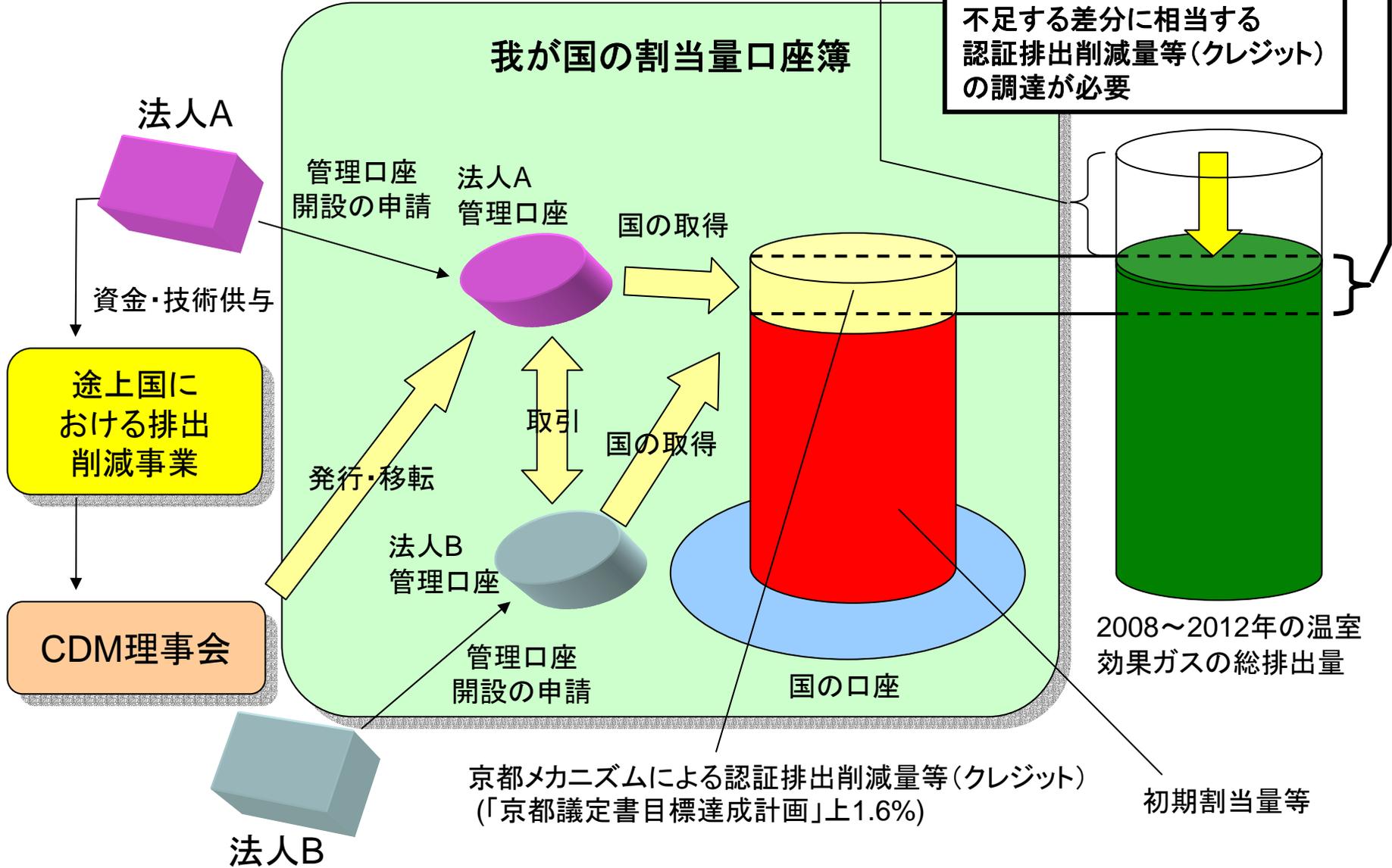
COP/MOP1決定(2005年12月)に基づく

# 割当量口座簿について

認証排出削減量等  
(クレジット)のフロー  
→

国内排出量の削減に最大限努力

それでもなお目標達成に  
不足する差分に相当する  
認証排出削減量等(クレジット)  
の調達が必要



# NEDO法及び石特法一部改正の内容

1. 政府による認証排出削減量等(クレジット)取得制度の構築にあたり、NEDOを実施機関とするための規定を整備する。

2. 政府による認証排出削減量等(クレジット)取得のために必要な費用の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から歳出するために規定を整備する。

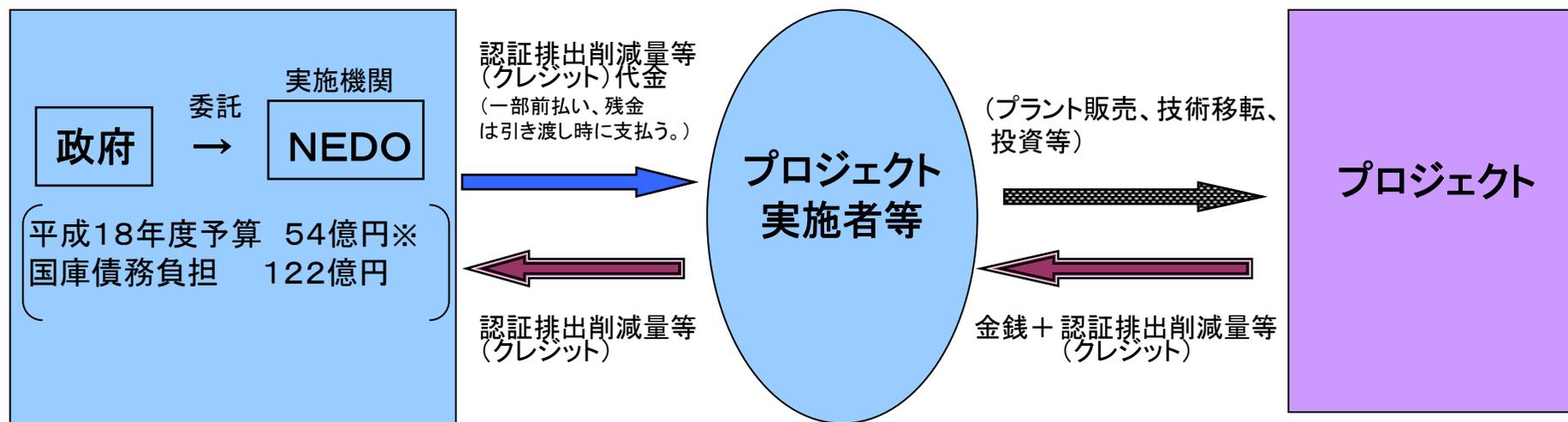
# 政府による認証排出削減量等(クレジット)取得について

○政府は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に認証排出削減量等(クレジット)の取得業務を委託し、以下のプロセスを経て取得するものとする。

(1)プロジェクト実施者は、プラント販売・技術移転・投資等を通じてプロジェクトに関与し、金銭及び認証排出削減量等(クレジット)を取得する。

(2)政府はNEDOへ委託してプロジェクト実施者が取得した認証排出削減量等(クレジット)の一部を購入することにより取得する。

※ 購入代金の一部を前払いし、認証排出削減量等(クレジット)引き渡し時に残金を支払う。  
(8年以内の国庫債務負担)



※ 環境省一般会計4億円／環境省石特会計22億円:合計26億円  
経済産業省一般会計4億円／経済産業省石特会計24億円:合計28億円

## 認証排出削減量等(クレジット)取得事業実施機関

### 実施機関は、独立行政法人が適当。

○独立行政法人通則法の本旨に照らし、独立行政法人の業務に最も馴染む。

①公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業、②民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占的に行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせること

→一の主体による効果的なポートフォリオに基づく事業実施が確実な約束達成に不可欠

### 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を実施機関とする。

○取得事業の実施には京都メカニズムに関する専門的知識が必要。

○NEDOは、これまで民間事業者のプロジェクト形成支援等京都メカニズム関連事業を実施、事業評価能力、温室効果ガス削減技術のノウハウ、アジア諸国とのネットワーク等を備える。

### NEDOによる取得事業は、環境省・経産省の完全共管。

○環境省・経産省が、CDM/JIのプロジェクト事業化支援、途上国等の人材育成支援等を通じて蓄積した取得事業に関するノウハウ・経験に基づいてNEDOの事業実施を支援。